



# 佐賀県公報

平成 28 年 6 月 20 日（月曜日）号外

## 選挙管理委員会事項

地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（告示・26）

参議院佐賀県選出議員選挙において選挙長が事務を行う場所（＼・27）

公職選挙法に基づく被登録資格の決定の基準日、登録を行う日及び縦覧に供する期間並びに在外選挙人名簿の登録について縦覧に供する期間（＼・28）